

第26号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の51」を「100分の49.4」に改め、同条第2号中「100分の36」を「100分の34.9」に改め、同条第3号中「100分の22」を「100分の21.3」に改め、同条第4号中「100分の14」を「100分の13.5」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の22」を「100分の21.3」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。